

社会福祉法人祥水園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この現場、社会福祉法人祥水園（以下 「当法人」という。）定款第23条の規定に基づき、役員である理事及び監事の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(決議機関)

第2条 役員報酬は評議員会の議決を得て、理事長が定める。

(報酬)

第3条 役員は、原則として無報酬とする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規定は、令和4年4月1日より施行する。